

2024 年 10 月 11 日

大阪市長 横山 英幸 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 田 中 宏 和
連合大阪 大阪市地域協議会
議 長 藤 本 さ

つき

連合大阪大阪市地域協議会

2025 年度 政策・制度予算に対する要請について

貴職の日頃よりの市民生活の向上にむけた行政運営・諸施策の推進に敬意を表します。

私たち連合大阪 大阪市地域協議会は、大阪市域で働く者を代表する組織として、暮らしの底上げや格差是正など、働く者が公正に報われる社会の実現に向け、様々な活動に取り組んでいます。

そうした活動の一環として、誰もが安心して働き、生活できる元気な大阪を創り上げていく観点から、生活者・勤労者の視点で議論を重ね、このたび「2025 年度政策・制度予算に対する要請」をまとめました。

時代はポストコロナへとステージを移し、大阪の経済はインバウンドの順調な増加をはじめ緩やかに回復しています。私たちが取り組んだ 2024 春季生活闘争においては大阪においても賃上げ率が 4%を超える過去最高の水準となりましたが、長引く物価上昇の影響は大きく実質賃金は 2 年以上にわたってマイナスとなり、また人手不足や物価高を背景とし企業倒産も増加するなど本格的な回復には至っていません。特に、有期、短時間、契約、派遣やひとり親、外国人など、不安定な立場で働く者はいまだ厳しい状況が続いており、経済の活性化を進めつつ、セーフティネットを整備し生活困窮者の支援をしていく必要があります。

また、開幕を目前に控えた「2025 大阪・関西万博」については、会場建設や環境対策、来場者輸送や災害対策など、安心・安全な開催へ向けて一つひとつ課題を解決していかなければなりません。万博が示す新たな技術やビジョンは、開催期間中はもとより将来へ向けた「大阪の持続的な成長」「市民の豊かな暮らし」に大きな影響をもたらすため、社会課題解決に向けて早期の社会実装が期待されます。

このたびの要請内容は、「雇用・労働・ジェンダー平等施策」「経済・産業・中小企業施策」「福祉・医療・子育て支援施策」「教育・人権・行財政改革施策」「環境・食料・消費者施策」「社会インフラ施策」の 6 点を柱とした 75 項目の要請としています。

3 年にわたるコロナ禍で傷んだ雇用・経済の回復、安心・安全な生活に向けた医療・介護の基盤整備や災害対策など、持続可能で包括的な社会の実現に向け、限りある財政状況の中ではありますが 2025 年度の施策に是非とも反映していただきたく要請いたします。

以 上

2025 年度 大阪市への政策・制度予算要請

◆ 2025 年度大阪市政策・制度予算要請（項目一覧）

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1)雇用対策の充実・強化について	(★)	
①公・労・使による総合的な雇用・労働対策の協議について		… 1
②人材の確保とマッチング機能の強化について		… 1
(2)就労支援施策の強化について		
①地域就労支援事業の強化について		… 1
②障がい者雇用の支援強化について		… 2
③外国人労働者が安心して働くための環境整備	新	… 2
(3)ジェンダー平等社会の実現に向けて		
①「大阪市きらめき計画」の周知・広報について	独	… 2
②女性活躍・両立支援関連法の推進について		… 2
③女性の人権尊重と被害への適切な対応について		… 3
④多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて		… 3
(4)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について		… 4
(5)治療・介護と仕事の両立に向けて		… 4
(6)「大阪市未来都市創生総合戦略」に基づく施策の展開について	独	… 4

2. 経済・産業・中小企業施策

(1)中小企業・地場産業の支援について		
①中小・地場企業への融資制度の拡充について		… 5
②事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて		… 5
③商店街の活性化に向けた施策のさらなる拡充について		… 5
(2)取引の適正化の実現に向けて	(★)	… 6
(3)公契約における取引の適正化の実現に向けて	(★)新	… 6
(4)公契約条例の制定について		… 6
(5)海外で事業展開を図る企業への支援	新	… 6

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1)生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について		… 7
(2)予防医療及び健康づくりのさらなる推進について		… 7
(3)医療提供体制の整備に向けて	(★)	
①医療人材の勤務環境と処遇改善について ※追加		… 8
②地域保健・医療の充実、健康で暮らせる地域社会の実現について		… 8
③市民病院の地域拠点病院としての安定的な運営について	独	… 8
④休日急病診療所の充実と増設、診療時間の拡大について	独	… 8
(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて	(★)	
①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて		… 9
②地域包括ケアの推進について		… 9

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて	(★)	
①保育士等の確保と処遇改善に向けて		… 9
②待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて		…10
③地域子ども・子育て支援事業の充実にに向けて		…10
④企業主導型保育施設の適切な運営支援について		…10
⑤子どもの貧困対策と居場所支援について		…11
⑥子どもの虐待防止対策について		…11
⑦ヤングケアラーへの対策について		…11
⑧児童いきいき放課後事業について	独	…12
(6)誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について		…12
(7)社会のセーフティネットの再構築について		…12

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1)教職員の長時間労働是正と人材確保について	(★)	…13
(2)子どものゆたかな学びを保障する教育環境整備について	(★)	…13
(3)すべての子どもたちに教育を保障すること	独	…13
(4)子どもたちの学習環境整備について	独	…14
(5)学校の統廃合について	新	…14
(6)更衣室や多目的トイレの設置・増設について		…14
(7)奨学金制度の改善について	(★)	…15
(8)労働教育のカリキュラム化について	(★)	…15
(9)幅広い消費者教育の推進について	独	…15
(10)人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について		…15
(11)行政におけるデジタル化の推進について		…16
(12) マイナンバー制度の定着と活用について		…16
(13)市民の政治参加への意識向上にむけて		…16
(14)大阪市の財政状況と今後の税収見込みについて	独	…16
(15)区行政の充実にについて	独	…17

5. 環境・食料・消費者施策

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて	(★)	…17
(2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について		…17
(3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）		…18
(4)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について		…18
(5)「2050年ゼロカーボンおおさか」に向けた取り組みについて		…18
(6)再生可能エネルギーの導入促進について		…18
(7)害鳥獣（カラス・ネズミ等）対策の充実にについて	独	…19

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1)交通バリアフリーの整備促進について		…19
(2)安全対策の向上に向けて		…19

(3)運輸事業の交通安全対策・環境対策等について		…19
(4)自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について		…20
(5)子どもの安心・安全の確保について		…20
(6)防災・減災対策の充実・徹底について	(★)	…20
(7)地震発生時における初期初動体制について		…21
(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について	(★)	
①災害危険箇所の見直しについて		…21
②防災意識向上について		…22
(9)交通弱者の支援強化に向けて		…22
(10)持続可能な水道事業の実現に向けて		…22
(11)魅力ある「まちづくり」の進展について	独	…22
(12)鉄道立体交差事業の推進について	独	…23
(13)大阪・関西万博開催に向けた諸課題への対応について	独	…24
(14)都市の緑化と街路樹の計画的な管理について	独	…24
(15)市立斎場の安定的な運営について ※追加	独	…25

<凡例> (★) ⇒ 連合大阪重点要請項目

独 ⇒ 大阪市地域協議会独自要請項目

新 ⇒ 新規要請項目

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

大阪市地域協議会 2025 年度 市への要請内容

(1) 雇用対策の充実・強化について (★)

<補強> ①公・労・使による総合的な雇用・労働対策の協議について

総合的な雇用対策を検討していくため、「大阪雇用対策会議」の実務者会議を開催するよう大阪府に要請すること。

また、今年初めて「大阪版政労使会議」が開催されたが、継続的な賃上げに向けて市においても公・労・使の枠組みで、共同宣言や連携協定の実施などの社会的メッセージ発信をおこなうこと。

【背景】

様々な業種において人手不足が深刻化している。リスキリングやリカレント教育、DX推進などの省力化を通じて雇用の安定と処遇改善など、オール大阪で総合的に労働政策を検討し、発信していく必要がある。

大阪市が先鞭をつけ、労使の間に主体的かつ中立の立場で公が入り雇用・労働対策のための議論を行うべき。

また、中・長期的視点で考えるならば、少子化に伴う人手不足は社会全体で取り組まなければならない課題である。DX推進などの手法により効率化・省力化も限界があり、若年層がいない職場では技能伝承もままならない。

<継続> ②人材の確保とマッチング機能の強化について

大阪府の「大阪人材確保推進会議」について取り組み強化を要請すること。

とりわけ、インバウンド対応業種や、医療・福祉の現場も含め、様々な業界で人手不足が深刻化しているため、各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能強化と併せ、当事者意見をふまえた定着支援の取り組みも早急に強化・推進すること。

【背景】

製造・運輸・建設業界やインバウンド業界については、継続して有効求人倍率は高位で推移している。

特に『2024年問題』への対策は急務であり、人材の確保と定着の両面の取り組みが必要である。業界全体のイメージアップや関連資格取得の支援に留まらず、業界全体の労働条件向上への支援を求める。

一方で、インバウンド対応業種は、コロナ禍で明らかとなったように情勢の変化に大きく影響を受けることに留意が必要。他の項目で言及しているが、医療・保育・介護といった社会（生活）基盤に必要な人材の確保も重要な課題。

(2) 就労支援施策の強化について

<継続> ①地域就労支援事業の強化について

「大阪市地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援ニーズに即した事業展開がされるよう、大阪府へ要請すること。

就職氷河期世代や、子育てや介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援、社会とつながる仕組みを含む施策を講じること。加えて、女性が困難を抱えやすいひとり親家庭への支援事業の総合的な就業施策を強化し、支援の必要な人へ情報が届くようアウトリーチ型の取り組みも強化すること。

加えて、これらの課題を持った人々の就労後の環境整備についても当事者の意見をふまえた支援を検討すること。

【背景】

地域労働ネットワークが形式的な開催にならないよう、積極的な活動を求める。

地域のニーズ、就労希望者、求人企業のニーズを把握し、的確な就労支援が行われるよう、継続的な取り組みが

必要。また、子育てや介護を抱える人、ひとり親へ向けた両立しやすい職業能力開発などの就労支援策を求める。

<継続> ②障がい者雇用の支援強化について

大阪市内企業の法定雇用率達成に向け、特に雇用ゼロの中小企業においてマッチングの支援や、事例やノウハウを共有化し準備段階から採用・定着まで一貫した総合的な支援策を強化すること。

障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場・社会での障がい者就労への理解促進のための取り組みを推進すること。

【背景】

雇用率は全国と同水準（全国 2.33%・大阪 2.35%）だが、達成企業割合は全国よりも低位（全国 50.1%・大阪 46.1%）であり、大手偏重の傾向にある。法定雇用率の段階的引き上げを考慮し、中小企業への取り組みが急務。ヒアリングによる企業ニーズ・個別課題に応じた支援が必要となってくる。地域に根ざした就労支援が重視されるため、大阪府との連携したマッチング支援を求める。

また、2024 年 4 月から「改正障害者差別解消法」が施行し、民間企業においても合理的配慮の提供が義務化され、共生社会実現に向け理解促進のため更なる周知・徹底が必要。

<新規> ③外国人労働者が安心して働くための環境整備

市内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や、外国人を雇用する、あるいは雇用予定の企業、支援団体等から意見を聴く場面を設置し、実効性ある共生支援策とするための PDCA サイクルを構築するとともに、関係機関や大阪府との連携を強化し、状況把握・共有を図ること。

また、生活・働くうえで必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供すること。

【背景】

外国人労働者は 2023 年に 204 万人（大阪府 14.6 万人）となり過去最高を更新した。企業の今後の外国人材雇用方針（JETRO アンケート調査 2023）でも「今後増やす・新たに雇用する」回答が 28.4%となっており、人口減少や新たな育成就労制度、大阪・関西万博を機に今まで以上に、また今までになかった業種でも外国人就労が増加することが想定される。まさに、日本（大阪）経済は外国人労働者なしでは成り立たない状況であるともいえる。

まず言語によるコミュニケーション能力が必須であり、仕事上、必要な専門用語の語学教育や、研修に必要な母国語の研修資料作成支援など色々な支援策の検討が必要。

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

<独自要請・継続> ①「大阪市きらめき計画」の周知・広報について

2021 年 3 月に策定された「大阪市男女共同参画基本計画～第 3 次大阪市男女きらめき計画～」(2021 年度～2025 年度) が最終年度を迎えることから、盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、関係部門が連携した取り組みを行うこと。

とりわけ、大阪市民に対し、本計画をアピールするためリーフレットやホームページでの周知とともに、毎年 6 月の「男女雇用機会均等月間」などで SNS を活用したプッシュ型の情報発信を行い、男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

<継続> ②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発を積極的に行うとともに、事業主行動計画の策定が義務化されていない 100 人以下の企業に対しても、行動計画の策定を働きかけること。

改正育児・介護休業法についても趣旨・内容を広く周知し、男性の育児休業取得が促進されるよう具体的な取り組

み事例の情報発信など啓発活動を行い、「誰もが育児休業を取得できる」職場環境の整備に取り組むこと。

加えて、大阪役所においても特定事業主行動計画に則った女性参画を進めることとともに、大阪市職員の各役職段階における職員の給与の差異とその要因について引き続き積極的に公表するとともに、要因分析・是正に取り組むこと。

【背景】

女性活躍推進法の改正により、101人以上の事業主については事業主行動計画の策定・公表が義務付けられ、取り組み内容や目標、男女差異などが可視化されるようになった。中小企業においても女性活躍をさらに推進するため、義務化されていない100人以下の企業へも策定を働きかけることで自社意識向上や採用時のPRへと促していくことが重要。

<継続> ③女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。とりわけ、若年層を対象に、デートDVの加害者を出さないための啓発・教育にとりくむこと。

また、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」を活用し、SNSを活用したプッシュ型の情報発信の実施などについても検討すること。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認(SOGI)に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

また、大阪市においても「性暴力救援センター・大阪 SACHICO(松原市)」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置に向けた検討をおこなうこと。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。

【背景】

NPO等の団体とも連携を強化しながら支援センター等の認知度向上を進める必要がある。大阪市のHPにある「ドメスティック・バイオレンス(DV)等に関する相談機関一覧」などの関連情報を広く周知をし、相談者自身がアクセスしやすい環境づくりを進める。

また、SACHICOを中心とした支援ネットワークについては、大阪市内で一部拡大されとの事だが、引き続き利用希望者の利便性向上に向けた拡大を望む。

重層的支援体制整備事業は「断らない・つながり続ける」支援の仕組みであり、実施にあたり人材確保が重要となる。

<継続> ④多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

大阪市におけるLGBTQなどの性的少数者を支援する取り組みとして行われている「大阪市ファミリーシップ制度」「LGBTリーディングカンパニー認証制度」などについて、さらなる市民への周知を図り、意識変革のための啓発活動に取り組むこと。例えば、毎年6月の「プライド月間」のタイミングなどを活用し、SNSを活用したプッシュ型の情報発信を行い、多様な価値観を認め合う社会の実現に向けた理解促進に努めること。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設(多目的トイレ等)の整備に取り組むこと。

【背景】

2023年6月に「LGBT理解増進法」が国会で成立・施行されたが、社会の理解が進んでいるとは言えず、セクシャルマイノリティに対する偏見・差別は未だ残っている。

身近な市町村での取り組みが進むことが「暮らし」においては重要なため、職場や社会全体の理解促進に向けソフ

ト（理解）・ハード（施設）の両方で更なる取り組みが必要。

<継続> (4) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

大阪市として、労働施策総合推進法の改正をふまえ、中小企業でのパワハラ防止対策について周知・支援を行うこと。

また、厚生労働省が定める毎年12月の「職場のハラスメント撲滅月間」のタイミングなどを活用し、SNSなどを活用したプッシュ型の情報発信により、さらなる「パワハラ防止義務」の広報・周知に努めること。

加えて、加害側からの相談者（被害側）に対する不利益供与の防止、秘密保持の徹底などについても周知に努めること。

また、労働相談については、地域実態に応じた大阪市独自の施策を求める。加えて、相談の性質上、迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム構築などさらなる充実について検討すること。

【背景】

労働施策総合推進法が改正され、中小企業含むすべての事業所において職場でのパワーハラスメント対策が義務化されて2年が経過したが、依然としてハラスメントは職場で多く発生している。現状、連合大阪の「なんでも労働相談」においても、相談件数はハラスメント関連がトップとなっており、依然として多数発生している状況がある。

・21.9～22.8…556/3699件（パワハラ・嫌がらせ/総件数）

・22.9～23.8…555/3796件（パワハラ・嫌がらせ/総件数）

<継続> (5) 治療・介護と仕事の両立に向けて

企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。

また、大阪市役所においても「治療と仕事の両立支援」のさらなる充実に向けた検討を行うこと。加えて職員自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会の充実を図ること。

【背景】

厚生労働省のガイドラインでは「事業場が、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするため」と示されており「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。

疾病・障がいを抱える労働者や、家族等を介護する労働者が仕事を継続できるよう、職場環境整備を行う企業に対して、理解促進を図りながら両立支援対策の強化をする必要がある。

<独自要請・継続> (6) 「大阪市未来都市創生総合戦略」に基づく施策の展開について

「未来都市創生総合戦略」の方向性では「一人ひとりが多様な幸せ(Well-being)を実感でき、誰もが安心していつまでも住み続けたいと思う『にぎやかで活気あふれるまち大阪』の実現をめざす」とされている。

「若者・女性・外国人等誰もが活躍できる社会の実現」を謳う「未来都市創生総合戦略」の実現には、ワーク・ライフ・バランスの実現が重要であり、そうした観点から「未来都市創生総合戦略」の施策展開を図ること。

【背景】

大阪市は、「急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正していくため」、まち・ひと・しごと創生法に基づき、2020年3月に「第2期大阪市まち・ひと・し

ごと創生総合戦略」が策定され、様々な施策が総合的・継続的に取り組まれてきた。昨年12月、国において「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定された事をうけ、大阪市においても2024年度を始期とする「大阪市未来都市創生総合戦略」が策定された。

私たちは、「働くことを軸とする安心社会の実現」をめざして運動を展開しており、大阪市が「未来都市創生総合戦略」において謳う「若者・女性・外国人等誰もが活躍できる社会の実現」のためには、多様なステークホルダーによる連携・協働による「ワーク・ライフ・バランスの実現」が何よりも重要であると考えている。

2. 経済・産業・中小企業施策

大阪市地域協議会 2025年度 市への要請内容

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<独自要請・継続> ①中小・地場企業への融資制度の拡充について

大阪市については、中小企業の割合が大きく、昨今の物価高騰の影響を強く受けている。中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を充実させること。さらに、給付型の支援や融資枠を拡大などについても検討をおこない、予算措置を国や府に求めること。

【背景】

融資・保証制度については、利用者の視点から、出来るだけ簡単な手続きで、効果的な制度となるよう、きめ細かな施策展開が必要。加えて中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援などの振興策についても引き続き周知と利用拡大が必要。

<継続> ②事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

各地で頻繁に起こる自然災害に加え「南海トラフ地震」のリスクが高まっており、早急なBCP策定が望まれる。とりわけ中小企業における策定率を向上する必要がある。策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知するため、各種支援事業の広報の充実を行うとともに、大阪商工会議所をはじめとする関係先との連携強化を進め、中小企業のBCP策定が進むよう求める。

【背景】

帝国データバンク2024年5月調査によると、企業のBCP策定率は19.8%で過去最高となったが、規模別の策定率は大企業：37.1%、中小企業：16.5%と規模間格差が拡大している。能登半島地震のような自然災害だけでなく、サイバー攻撃によるリスクなども高まっており早急なBCP策定が望まれる。

<独自要請・継続> ③商店街の活性化に向けた施策のさらなる拡充について

様々な施策により商店街の活性化に向けた取り組みが行われているが、これらの施策が実効あるものとなるよう、当事者のみならず、周辺住民をはじめとした多様なステークホルダーによる連携・協働によって、地域活性化につながるような魅力ある「商店街」づくりに向けて、さらなる施策の拡充を行うこと。

【背景】

大阪市内の商店街については、大型量販店やコンビニエンスストアなどの進出、インターネット通販の普及などにより、大変厳しい状況が続いている。

商店街は、日常の「買い物の場」としてのみならず、地域の人々が交流する「公共の場」として重要な役割を果たしてきた。そうしたことから、街の活力の源であったり、暮らしやすさに繋がったりする、地域住民とともに作り上げる活性化のための振興策が必要。

＜継続＞ (2)取引の適正化の実現に向けて（★）

大阪市内の企業における、働き方も含めた取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、内閣府及び経済産業省が示す「パートナーシップ構築宣言」並びに公正取引委員会が示す「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みを推進・拡大するための働きかけを行うこと。

特に、大手企業・中堅企業への働きかけを重点的に行い、その実効性を高めること。

また、中小企業の働き方改革を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し「価格交渉の指針」の周知徹底や「しわ寄せ」防止、各種支援策の利用拡大を図ること。

【背景】

「パートナーシップ構築宣言」については各都道府県で補助金に対する加算措置などを実施して取り組み拡大を図っている。なお、持続的な構造的賃上げを実現するためには、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配により、特に中小企業が原資を確保できる「価格転嫁も含めた取引環境の整備」が必要である。

取引の現場では、納品先での役務提供や買いたたき等、優先的な地位に基づく取引慣行は未だ残っており、公正な取引がなされるために中小企業への後押しが求められる。

＜新規＞ (3)公契約における取引の適正化の実現に向けて（★）

大阪市が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。

【背景】

公契約については労務費の価格転嫁が困難との声も多く、情報サービスやソフトウェア発注取引においては、予算執行の関係等から短納期発注が行われやすい状況がある。

公契約は下請法の対象外ではあるものの、下請けガイドラインや「価格交渉の指針」等に準拠した適正取引が行われるよう整備が必要。

＜継続＞ (4)公契約条例の制定について

公契約が、各種法令の遵守により適正に行われることは、市民の信託のもと行われる行政行為として当然であるが、公契約のもとで働くすべての人に対して適正な賃金水準・労働諸条件を確保することは、公共サービスの質の担保だけでなく、地域経済の活性化にも有効であることから、すでに「公契約条例」を制定した他の自治体の事例なども参考に、「公契約条例」（ILO第94号条約型）の制定を推進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結においては人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保すること。

【背景】

公契約条例の制定は、公共サービスの安全・品質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保に効果があり、民間事業の活性化、人手不足の解消へも期待されている。

＜新規＞ (5)海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、または海外で事業展開を図ろうとする企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）遵守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

【背景】

海外現地法人の日本人出向者や現地経営者、マネージャー等の中核的労働基準への認識・理解不足や労使対話の欠如から、労使紛争に発展するケースも多く注意が必要。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

大阪市地域協議会 2025 年度 市への要請内容

<継続> (1)生活困窮者自立支援制度の改善について

生活困窮者自立支援事業の改善に向け、好事例の提供など、実施市町村における支援員の育成やスキルの維持・向上のための担当者研修を行うこと。

国に対しては、処遇改善による人員確保に必要な予算の確保を働きかけること。

また、NPO 法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用した支援の拡充を行うこと。

さらに、生活基盤である住居を確保するため、いわゆる「住宅セーフティネット法」に基づく、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援などの市民への周知に加え、市営住宅の積極的な利活用などを検討すること。

【背景】

医療・福祉・介護・子育て等の分野を超えた地域生活課題について、支援を必要とする人に寄り添った包括的・伴走的な支援を行うため、重要的支援整備事業の実施体制を整備が求められる。支援体制の確立にあたっては、支援機関の人員体制確保や処遇改善を図る施策の拡充も必要となってくる。

とりわけ、生活基盤である住居の確保にセーフティネット住宅制度による民間の空家・空室の積極的な活用推進が必要であると考えます。

空き家は治安をはじめ衛生面においても問題があるが、居住者がいればその地域の経済の活性化にも寄与する。

市営住宅の利活用がされていないとの声もあり、需要と供給のバランスもあると思われるが、市営住宅の在り方も含めた議論と施策展開が必要である。

*総務省統計局の空き家調査において、大阪府の空き家数は 2023 年で 493 万戸（空き家率 14.3%）と空き家率の全国平均 13.8%を上回っている。

<継続> (2)予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21（第 3 次）」を広く PR する取り組みを行うこと。とりわけ、市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のために、いわゆる AYA 世代における積極的な受診を促すため、AI を活用した受診勧奨の取り組みのさらなる強化などに取り組むこと。また、高齢者の健康増進・孤立防止の取り組みを強化し、長期的な視点での介護保険負担の軽減につなげること。

加えて、健康づくりは市民一人ひとりの努力だけでは難しいことから、市民が大阪市の事業や健康に関する情報などを気軽に入手できるよう、SNS の活用など積極的な情報発信を行うとともに、関係企業・団体などとも連携したキャンペーンを行うなど、市民が積極的に参加できる具体的な取り組みを行うこと。

【背景】

健診受診率は年々改善しているものの、依然として全国最低レベルに留まっている。とりわけ、生活困窮者や低所得者ががん検診等を受診しやすい環境整備が重要。

また、口腔衛生については、子どもの貧困や災害時の健康との関連も指摘されている。定期健康診断時の歯科検診項目の早期実現を求めるとともに、引き続き市民の予防・健康づくりを促進するために積極的な周知を求める。

(3)医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続> ①医療人材の勤務環境と処遇改善について

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

医療従事者の質上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、医療機関と連携し構築すること。

引き続き、通常時・有事に柔軟な対応が取れるよう保健所の体制整備に努めること。

【背景】

安心して生活するためには、持続可能な医療体制の維持、医療従事者の人員体制を確保する必要がある。さらに、医療の充実のためには医療従事者の処遇や勤務環境の改善は欠かすことができない。

病院勤務者からも「コロナ対応で業務量が大幅に増加し苦労したがそれに見合った評価がなされていない」という声もある。社会全体で医療従事者の待遇の向上に取り組む必要があると考える。

2024年度から医師の労働時間上限規制が適用されるため、時間外労働時間・休日労働時間の適切な把握と管理が求められる。

加えて、新型コロナ対応は一定収束したものの、保健所の体制整備は必須課題である。

<独自要請・継続> ②地域保健・医療の充実、健康で暮らせる地域社会の実現について

コロナ禍を経て「医療」「健康」への関心が高まっている。そして、大規模な感染症の流行が発生すれば、その感染症への対策への懸念だけでなく、日常の医療や健康も脅かされるという事実も明らかになった。

改めて、自治体の最大の使命といえる、住民の安全と安心を守るために、改めて、将来の新興・再興感染症の発生やまん延等に備えて体制整備を行うこと。また、大阪市として健康寿命を延ばすことをめざし、保健所、24区の保健福祉センターの体制充実・整備を行い、医療も含めた連携強化を進めること。

【背景】

コロナ禍における大阪市の対応について検証を求める項目として要請していた。一定の検討・検証については示されたこと、感染症の蔓延状況についても一定の収束を見せていることから、要請の標題を「地域保健・医療の充実、健康で暮らせる地域社会の実現について」としたうえで、市域の保健福祉体制の充実を求める要請とする。

とりわけ、大阪市の介護保険料が全国で最も高額となっており、健康寿命との関連についても検証が必要である。EXP02025のテーマが「いのち輝く未来社会のデザイン」であることもふまえ、改めて地域保健の実施体制を充実させ、医療・保健・福祉の連携により健康寿命の延伸が図られることが重要。

<独自要請・継続>③市民病院の地域拠点病院としての安定的な運営について

市民病院が、地域医療拠点として安定的に運営できるよう、必要な人員配置や予算措置を講じることを要請する。具体的には、大阪市民病院機構が掲げる「大阪市の中核病院として、地域医療機関との適切な役割分担のもとに連携を強化」「継続して良質な医療を提供できるよう、健全な経営基盤の確立に努める」などの基本方針が達成できるよう、大阪市から十分な運営交付金を交付されたい。

<独自要請・継続>④休日急病診療所の充実と増設、診療時間の拡大について

大阪市内には小児科専門の救急病院が少なく、休日夜間になると大阪中央急病診療所（西区）に、患者が集中している。小児救急はニーズが高く、かつ高度な水準が求められる医療現場である。また、社会的な弱者に「しわ寄せ」

が集中する課題でもある。

大阪市として休日急病診療所の充実と増設など独自の改善策を講じるべきであり、必要な措置を講じるよう要請する。

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続> ①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

人材確保に向け、奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付け、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、前歴加算も含めた事業所による介護職員等処遇改善加算の取得に加え、上位区分の加算取得を支援すること。とりわけ加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

【背景】

近年は「老々介護」も増加傾向にあり、持続可能な介護体制の整備には介護従事者の処遇改善は必須で、特に、地域包括ケアの柱として在宅介護を担うホームヘルパーの確保が重要となる。潜在介護職員の復職支援や、これからの介護を担う学生等への経済的支援も、あわせて実施していく必要がある。

また、介護現場における利用者・事業主からのハラスメントも多く、労働者を守る対策も喫緊の課題となっている。

<継続> ②地域包括ケアの推進について

地域包括ケアの推進に向け、地域包括支援センターが住民のニーズに則した機能を発揮できるよう支援を行うこと。地域包括支援センターの機能・役割について、住民への周知・広報を強化し、労働者が介護と仕事を両立できるよう知識・サービスを提供すること。

また、大阪市内における活用事例を共有し、地域包括支援センターを拠点に高齢者と子どもの積極交流など、福祉分野の横断的な活用施策の検討を行うこと。

地域包括ケアシステムの中核機関として、大阪市直営の地域包括支援センターの設置についても検討を行うこと。

【背景】

介護や支援が必要な人はもとより、ヤングケアラーやビジネスケアラー等も含めたすべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりが必要。

地域の実情に則した質・量ともに十分なサービス提供が可能な地域包括ケアシステムの構築が重要である。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続> ①保育士等の確保と処遇改善に向けて

支援を要する子どもをはじめ、子どもが心身ともに健やかに成長するため、また、「保育の質」のさらなる向上のためにも、必要な保育士や幼稚園教諭の要員を確保するとともに、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。

職場での定着率を上げるために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。加えて、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

【背景】

保育人材の確保については喫緊の課題となっている。また、さらに、子どもの「教育」の側面から、「保育の質」のさらなる向上も求められている。そのためにも保育人材の労働条件・職場環境の改善を進める必要がある。

「こども誰でも通園制度」が試行実施され、多様なライフスタイルに応じ保護者の孤立防止や育児負担の軽減が期待される。

一方で、慣れないこどもを預かる保育現場の人手不足と業務負担軽減への対策が必須。人材定着のためには、就職から定年まで働ける魅力的な労働環境整備（人員、賃金、ワーク・ライフ・バランス）が必要。モデル実施、試行実施の職場・利用者からの意見を聞き取り、課題整理を図りながら引き続きの対応を求める。

＜継続＞ ②待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて

良好な子ども・子育て環境の構築をめざし「子ども・子育て支援計画」の適切な見直しを行うこと。

すべての子どもが希望する保育所等へ入所できるよう、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。

医療的ケア児を含む障がいのある児童の受け入れや、兄弟姉妹の同一保育施設への入所などを積極的に行うこと。

【背景】

「こども誰でも通園制度」が試行実施され、多様なライフスタイルに応じ保護者の孤立防止や育児負担の軽減が期待される。

一方で、慣れない環境での子どもへの配慮や、慣れないこどもを預かる保育現場の人手不足と業務負担軽減への対策が必須である。モデル実施・試行実施の職場・利用者からの意見を聞き取り、課題整理を図りながら、引き続き市町村への支援を求める。

＜継続＞ ③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様な保育サービス拡充のための財政支援を行うこと。

保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスの実施などに対応できるよう、保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

さらに、セーフティネットの観点から、安易な公立保育所や市立幼稚園の削減を行わないこと。

また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムについて拡充と改善を進めること。

【背景】

共働き・共育ても増加し、働き方が多様化する中、子育ての負担軽減のための支援メニュー拡大が求められている。

＜継続＞ ④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認可施設への移行を進め、保育の質を確保すること。加えて、地域利用枠を拡大するなど地域貢献にもつなげるよう働きかけること。

【背景】

企業主導型保育施設は企業の福利厚生制度でもあるが、子どもの育ちと安全を保障するため、指導・監査など市町村による関与も必要である。

<継続> ⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「子どもの貧困」の解消に向け、大阪市こどもサポートネットについて、実効ある対策と効果の検証を行うとともに、困窮家庭における相談窓口については、必要な支援が確実に受けられる体制の構築を行うこと。

就労しているひとり親家庭に対して支援が確実に届くよう、アウトリーチ型の支援や、土日祝や夜間の相談体制の充実、行政手続きの簡素化を行うこと。

「子ども食堂」については地域における子どもや子育て世帯の居場所となるよう、学校・企業・福祉などと連携したネットワーク構築へ向け、大阪市として「子ども食堂」への支援をさらに拡充すること。さらに、「住む場所による差」がでないよう実施支援・働きかけを強めること。

【背景】

生活困窮者自立支援法の改正を受け、子ども食堂など居場所の充実と重層的支援体制整備事業との連携強化が盛り込まれている。居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施することが必要。

「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点となっている。「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた施策も必要。

<継続> ⑥子どもの虐待防止対策について

「こども相談センター」の権限を強化するよう国に強く求めるとともに、複雑かつ重大化の傾向にある児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。

「こども相談センター」の機能を強化し、児童虐待の予防的取り組みや、介入徹底などに加え、学校など関係先との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

市民に対しては、「子どもの権利条約」および「こども基本法」の内容・理念を周知し普及に努めること。さらに「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間などのタイミングで、SNSを活用したプッシュ型の情報発信を行うなど、現在、実施している啓発活動を拡大し、さらなる未然防止策を講じること。

【背景】

全国の児童虐待相談件数は2022年度に過去最多（約22万件）となり、且つ複雑・重大化をしている。引き続き、市町村と連携しながら、相談業務を担う専門職員の人材確保・育成に向けた対策を求める。

<継続> ⑦ヤングケアラーへの対策について

子どもたちが、教育の機会が奪われ、社会的な孤立に追い込まれないよう、迅速かつ的確な社会的・経済的支援を行うこと。

地域包括支援センターを拠点に福祉・介護・医療・教育等の様々な機関と連携を強化し、早期発見が可能な仕組みを構築し、重層的支援体制を整備すること。

学校や地域での早期発見につながるよう、他の自治体とも連携し、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

【背景】

ヤングケアラーは子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」ことを認識していない場合も多く、ケアラーとの接点がある学校・職場等で周囲が存在に気づけるよう広く認知度を高める必要がある。また、ケアラー本人が相談

窓口や支援制度へアプローチできるよう、相談先の周知活動もあわせて重要な取組みとなる。

＜独自要請・継続＞⑧児童いきいき放課後事業について

「児童いきいき放課後事業」については、中心区の児童数の急増などの要因により、事業の内容に極端な偏在が発生しているとの声もあり、検証と対策が必要である。地域間の格差を縮小し、事業が充実するよう、予算措置を行うよう要請する。

また、「南海トラフ地震」に対するリスクが高まっているなか、「児童いきいき放課後事業」が行われている際に大規模災害が発生した場合でも、十分な対応が行えるよう、検証を行い必要な対応を行うこと。

【背景】

「児童いきいき放課後事業」については、現状では、就労する保護者のニーズに応えられているとは言い難い。地域間の児童数の格差や「子どもの貧困率」が高い大阪市においては様々な問題が顕在化している。

加えて、大阪市の放課後児童施策については、健全な児童の育成といった目的だけでなく、就業者のワーク・ライフ・バランスからの観点や、防災面の課題、社会的弱者に対する施策、社会教育としての視点など、多様な視点からの事業の強化が必要である。

＜継続＞ (6) 誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について

相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらには SNS による相談体制の充実など、「こころの悩み電話相談」の体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。

また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うため、関係機関や NPO などの民間団体と連携するとともに、取り組みへの支援を行うこと。

【背景】

減少傾向にあった自死者は、コロナ禍で増加傾向に転じ、高い水準が続いている。

＜独自要請・継続＞ (7) 社会のセーフティネットの再構築について

貧困や、傷病による障がい、介護など、様々な要因により「あたりまえ」の生活が維持出来なくなったとき、誰もが、状況に応じた適切な「福祉サービス」を受けることが出来なければならない。

必要な支援が的確に提供できる仕組み作りが大切であり、区役所・保健福祉センターをはじめとした各種相談体制の充実が図られるよう、必要な人員の確保と予算措置が行われることを要請する。

【背景】

コロナ禍を経て、いわゆる「社会的弱者」と呼ばれる人々の生活不安が明らかとなっている。本来機能すべき「福祉」という社会のセーフティネットが、必要としている人々に届きにくい現状があると考えている。

私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートでも、「福祉」に対する関心は高くなっており、様々な困難に直面した人々が、社会のセーフティネットに適切に対応されるのか、そして適切なサービスを受けられるのが大きな課題である。

4. 教育・人権・行財政改革施策

大阪市地域協議会 2025 年度 市への要請内容

<継続・項目分け> (1)教職員の長時間労働是正と人材確保について (★)

教育の質の向上と子どもの豊かな学びのため、教職員定数の改善、教職員や支援員等の人材確保と労働条件の改善を行うこと。

教職員の長時間労働を是正するために、客観的な勤務時間管理をおこない、「時間外在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守するよう、有効な対策を講じること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

【背景】

時間外在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守するよう、課題整理のうえ抜本的に業務を見直し、教員の働き方改革を推進していく必要がある。

課外授業等の外部委託の活用などによる負担軽減についても検証が必要。

<継続・項目分け> (2)子どものゆたかな学びを保障する教育環境整備について (★)

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充を行い、十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。

また、外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。加えて、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応可能な支援体制の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

また、「支援学級」については、支援を要する児童生徒数の増加に伴って支援担当 1 人あたりの受け持ち児童生徒数が年々増えてきている。それにより当該児童生徒への支援の内容に偏在が発生しているとの声もあり、検証と対策を行うこと。

【背景】

タワーマンションの建設などにより、中心区の児童数が急増し、結果、教職員や支援員の対応が追い付いていない状況があるとされている。加えて、子供の不登校に対しての対策が不十分との声もあり、教職員や支援員の人材不足の影響も危惧される。

「支援学級」については、教職員のスキルによって効果に大きな差が生じるとの意見もあり、支援を要する児童数の推移を注視しつつ、様々な事例研究など行い、教育委員会として適切な対応が必要。

<独自要請・継続> (3)すべての子どもたちに教育を保障すること

すべての子どもたちに、教育の機会を保障し、経済的負担の軽減、学習の機会と学力の底上げが図られるよう、不登校児童・生徒等への支援、夜間中学の充実、帰国・来日児童生徒への十分な対応や、障がいの有無に関係なく、地域の学校に進学し、安心して学ぶことのできる条件整備など必要な措置を講じること。

具体的な実施にあたっては、それらの措置が実効あるものとなるよう、現場の意見を十分に踏まえた対応を行うとともに、早急に教育費の完全無償化に向けた検討を行うこと。

【背景】

「子どもの貧困率」が高い大阪において、社会的な格差により拡大しつつある「教育格差」の問題が顕在化している。保護者の経済力が、学力に大きく影響するということは、これまでの様々な調査で明らかになっている。

また、私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートにおいても、「学び」に対する関心は非常に高く、

行政として、社会的弱者への学習機会の保障などについて包括的な視点での取り組みが求められている。

そのためにも教職員定数の改善、教職員や支援員等の労働条件を改善し人材確保をすることが重要である。

＜独自要請・継続＞(4)子どもたちの学習環境整備について

大阪市においては、学校の統廃合が行われている一方、市内中心部では大規模タワーマンションなどの建設により児童数が急増し、特別教室の転用や校舎の増改築などが行われるなど学習環境の低下が懸念されている。

学校校舎の設備面などにより学ぶ機会が制限されることがあつてはならず、常に良好な学習環境が維持できるよう教育環境の充実に向けて取り組むことを要請する。

加えて、こうした事態に陥らないよう「教育委員会」としても、関係部局への働きかけなどに取り組むこと。

また、学校給食については、学校現場、児童・保護者の意見をふまえ、十分な予算措置を行い、改善が図られるよう要請する。

【背景】

学校給食については、我々が市内居住者を対象に行ったアンケートなどでは「量が少なく質も悪い」との意見もある。

給食設備の老朽化や、原材料費の高騰など、様々な要因があると思われるが、実態把握に努めるとともに改善のために予算の増額が必要。

＜新規＞ (5)学校の統廃合について

小・中学校の統廃合については、一時の人口増減をみるのではなく「街づくり」の長期的な視点からの判断が必要である。また、校区が広がることにより、通学の安全が担保されるか懸念が残る。加えて、廃校により土地を売却すると人口増加に転じた場合の学習環境の悪化に繋がる恐れもある。

さらに、「南海トラフ地震」に対するリスクが高まっている中、避難所となるべき小・中学校の統合は、防災面でも大きな懸念材料となる。

条例にもとづく小・中学校の統廃合については、廃止も含めて見直すこと。また、統合され廃校となった場合でも公共用地として確保し、安易な売却は行わないこと。

【背景】

大阪市の「大阪市立学校活性化条例」により、11学級以下の小学校は学校配置の適正化を目的に統廃合の対象となっているが、対象数は105校で、今後とも11学級以下の状況が見込まれる84校が具体的な対象。

中学校は5学級以下を適正化の対象とし、8学級以下を小規模校としている。5学級以下の中学校は11校あり、6～8学級以下の学校でも教育上の課題が生じている等の場合は、適正化を進めるとしている。

区内のすべての小学校が対象となる区もあり、市はその対策として区を跨いだ児童の配置も検討されているとのことであるが、公の責任として、すべての児童が安全・安心に通えるよう、慎重な検討が必要。

また、防災面からも大きな懸念材料となる。

＜継続＞ (6)更衣室や多目的トイレの設置・増設について

子どもたちのプライバシーを守る観点から、各学校において更衣室や多目的トイレなどの設置・増設を進めること。

【背景】

公立学校の設備対策については、プライバシー保護や多様性への配慮だけでなく、老朽化対策やトイレ洋式化改修についても、課題として残っている。

特にトイレ設備については、災害発生時には学校が避難所となるため、防災対策の観点からも早急に進める必要がある。

<継続> (7)奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度の対象者や支給金額の拡充を、積極的に国に求めること。また、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度や、返済が困難な労働者に対する返済猶予措置の検討など、大阪市独自の返済支援制度を検討すること。さらには、「大阪市奨学費」の拡充を図ること。

【背景】

関西域内でも京都・兵庫・奈良・和歌山で、また大阪府内でもいくつかの市町村で、中小企業の人材確保・府県内の就業定着策として企業支援を行っており、中小企業へ向け、従業員の奨学金の返済支援負担額の一部を補助する伴走支援型事業を実施している。

<継続> (8)労働教育のカリキュラム化について (★)

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する基礎的な知識を活用できるよう、文部科学省に対して学習指導要領の改定を要望するとともに、小・中学生を対象とした労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。

【背景】

アルバイトについてもワークルールへの理解は重要であり、いわゆるブラックバイト、闇バイトへの対策にもなるため、就職予定者だけでなく中学での学校教育においても労働法制への学習機会が求められる。

効果的な学習となるためには、小学生から高校生まで段階的に労働学習を取り組める環境整備も必要。

とりわけ、中学生向けの職場体験イベントが少ないとの声がある。

<継続・独自要請> (9)幅広い消費者教育の推進について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とりわけ、スマートフォン・タブレット等の普及に伴い、高額商品の売買やゲームでの高額課金、犯罪行為に抵触する事項などに関して、小・中学生をも対象とした消費者教育は急務となっている。

教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

<継続> (10)人権侵害等(差別的言動の解消)に関する取り組み強化について

あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握し、差別解消に向けた具体的施策を講じること。インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進していくこと。

さらには、無意識による無理解や偏見(アンコンシャスバイアス)による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。

【背景】

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、差別発言等の人権侵害行為は無くなっておらず、継続した対応が必要。

近年はインターネット上での人権侵害事案も多発しており、実効性のある対策を進める必要がある。

<継続> (11)行政におけるデジタル化の推進について

行政のデジタル化の推進については、既存の手続きのデジタル化にとどまらず、市民にとって真に有用なものとなるよう、オンライン申請などの利便性の向上や、行政事務手続きの簡素化、行政情報へのアクセス向上などに取り組むこと。加えて、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

また、それらの前提として、情報漏洩や誤作動が起こらないよう、デジタルセーフティーネットの構築をめざすこと。

【背景】

情報格差（デジタルデバйд）対策を引き続き推進しつつ、個人にあわせた最適な手法や代替措置、救済措置も含めた環境整備の検討が重要。

<継続> (12) マイナンバー制度の定着と活用について

「マイナンバー制度」が、公正・公平な社会基盤として定着し、市民にとって有益なものとなるよう運用状況や経費面の課題、住民からの意見なども丁寧に把握し、制度の改善を国に要望すること。また、誤登録などの再発防止を徹底するとともに個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。

そのうえで、「マイナンバーカード」の普及促進と利便性の向上については、制度の信頼性の確保、プライバシー保護などの安全性と個人情報管理体制の確立が大前提であり、必要な対応を国に対して求めること。とりわけ、マイナ保険証の取り扱いについては、市民に混乱・不利益のないよう丁寧な対応を求める。

【背景】

連合の方針では、「公正・公平な税制と安心・信頼の社会保障制度を実現するために、正確な所得捕捉が必要」「マイナンバーとすべての預貯金口座のひも付けを行うことで、支援を必要とする層への『プッシュ型支援制度の構築』と、『金融所得課税を含む所得税の総合課税化』の実現をめざす」となっている。

現状では個人情報管理の不適切事案が多々生じており、理解促進・普及の前提として、安心して使用できるような個人情報管理の管理体制の構築及び強化が必要。

<継続> (13)市民の政治参加への意識向上に向けて

有権者の利便性と投票機会の向上のため、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。

加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式への変更を検討すること。

また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会との連携により、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。

加えて、業務の性質上、一定の業務繁忙はやむを得ないが、「働き方改革」や「ワーク・ライフ・バランス」の趣旨も踏まえ、従事される職員の業務軽減について検討されたい。

<独自要請・継続> (14) 大阪市の財政状況と今後の税収見込みについて

大阪経済は、全体的に回復基調と言われているが、物価高騰の影響による個人消費の落ち込みや、労働力不足の影響を受けている産業などもあり、今後の見通しは不透明な状況となっている。一方で、2025年の大阪・関西万博を見据えた多額の公費負担も想定されており、これらの状況が、大阪市の財政に影響を及ぼすことを危惧している。

自治体財政の硬直化は、市民生活に直接影響を及ぼすこととなる。そうした影響を最小限にとどめることは当然であるが、一方で、市民の暮らしの安全や安心のための支出が滞る事態になれば本末転倒である。何よりも、市の財政状況と指摘したような公費負担がどの様な影響を及ぼすのかについて、市民に分かりやすい周知を行うことが重要

である。今後の中長期的な財政状況について明らかにするよう求めるとともに、財政調整基金の現状についても明らかにすること。

また、補正予算の編成にあたっては、二元代表制の意義をふまえ、議会における十分な審議を経て議決によって執行すること。

<独自要請・継続> (15) 区行政の充実について

区長の権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に合った施策・事業が総合的に展開できるよう、区役所と市役所の他の部署との連携の在り方を見直し、予算・権限・人員を充実させること。

【背景】

「新・市政改革プラン」では区役所業務の集約化についての記載もあるが、効率化のみを求めるのではなく、区行政の充実の観点から施策の展開が図られるよう要請する。とりわけ、「新・市政改革プラン」で謳われている「ニア・イズ・ベターの徹底」には、地域の課題を的確に把握し、粘り強く問題解決に取り組むことが出来る「区役所職員」が必要であり、各区役所の、更なる予算・権限・人員の充実が必要。

一方、区によるインフラ維持補修について、区予算としての実施計画となっているが、実情は、事業部局が市全域を考慮し策定しているため、ほとんど区の意見が反映できていないとの声もある。「ニア・イズ・ベター」の観点から、区としての主体的な対応が行える仕組みが必要。

また、区役所として、区域内の事業者や労働組合（労働者）の意見を聞く場を積極的に設けることにより様々な観点（防犯・防災・地域活性化など）で協力関係の醸成につながるものと考えており対応を求めたい。

5. 環境・食料・消費者施策

大阪市地域協議会 2025 年度 市への要請内容

<継続> (1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

大阪市の取り組んできた「大阪市食べ残しゼロ推進店」の登録飲食店舗のさらなる拡大のため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。

市民に対し、生ごみの減量施策の「使いきり」、「食べきり」、「水きり」の実践による「生ごみ3きり運動」や、「食べ残しゼロ」を目的とした「3010 運動」について、インバウンド需要による外食需要を想定し、さらなる効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。

現状、個々の取り組みについての認知度は低いと言わざるを得ないことから、産・学とともに多様な団体の連携により、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

【背景】

2030 年度の目標達成に向け、大阪食品ロス削減コンソーシアム、ネットワーク懇話会などを活用し、各種取り組みの情報共有を図りながら、継続的に実施する必要がある。

「食べ残しゼロ」を目的とした「3010 運動」については、さらなる効果的な啓発活動やドギーバック活用を推奨するなどの取り組みが必要。

<継続> (2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減・生活困窮者支援に資するフードバンクへの具体的な支援を行うこと。また、フードバンク活動団体が抱える課題（運営費・人手・設備等）の解決に向け、相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

「フードバンクガイドライン」によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する

社会的認知を高めるための啓発を強化すること。さらに、地域によって取り組みに濃淡が出ないよう関係先との連携をはかること。

【背景】

事業者や市民のアクセスを向上し支援を必要とする人に繋げるため、市町村においては情報提供・情報発信とマッチング支援が求められる。市町村をまたがる活動も多く、大阪府においても連携した取り組みが必要。

防災備蓄品の更新時に生じる廃棄品（消費期限前）の積極的な活用呼びかけも必要（*防災部局）

<継続> (3) 消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。あわせて、民間及び公務におけるカスタマーハラスメントの防止条例の制定に向け審議会等の環境整備をすること。条例策定においては労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

また、消費者に倫理的な行動を促すために、啓発活動や消費者教育を行うこと。

【背景】

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、悪質クレーム（カスタマーハラスメント）をしない・させない取り組みを進めていく必要がある。

東京都では条例・ガイドライン制定に向けた議論が進められており、「経済都市・大阪」としても、カスタマーハラスメントの予防・禁止に向けた整理が必要と考える。

<継続> (4) 特殊詐欺被害（加害）の未然防止の対策強化について

高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。

一方で、SNS などを利用した、いわゆる「闇バイト」といった事件では、知識がない事を利用され、意図せず重大犯罪の加害者となってしまう事案も発生している。若年層を中心に強く注意喚起を行うこと。

これらの周知にあたっては、この間、ホームページや SNS など、幅広い広報媒体を活用して周知がはかられているが、若年層については、SNS などを活用したプッシュ型の啓発について検討を行うこと。また、高齢者については、従来型のチラシ・ポスターなどでの周知について充実をはかること。

<継続> (5) 「2050 年ゼロカーボンおおさか」に向けた取り組みについて

「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕（改定計画）」がめざす「2050 ゼロカーボンおおさか」に向けて、市民・事業者への周知を行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

とりわけ、政府の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。

【背景】

政府のグリーン成長戦略では温暖化対策は「制約・コスト」から「成長の機会」と捉えており、成長戦略ではエネルギー供給側・産業側の取り組みを中心としている。エネルギーや製品の供給を受ける（需要）側の市民についても、脱炭素化に向けた意識を持ち行動変容が求められている。

<継続> (6) 再生可能エネルギーの導入促進について

2021年3月に策定された「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギー導入促進などに取り組むこと。具体的には、調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギー

を効率的に利用するために、技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

また、「再エネ 100 宣言 RE Action」アンバサダーとして、啓発や企業向けの啓発などを行うこと。

<独自要請・継続> (7) 害鳥獣（カラス・ネズミ等）対策の充実について

繁華街の近接エリアなどで害鳥獣（カラス・ネズミ等）による不快な状況が散見されている。病虫害の媒介の恐れもあり、生活環境への悪影響が懸念されている。

また、ハトなどへの餌やりに起因するトラブルや、鶴見緑地でのアライグマ、河川でのヌートリアの繁殖なども確認されており、生態系への深刻な影響も懸念される。市民への啓発を行うとともに実効性のある対策に取り組むこと。

【背景】

一部の集合住宅などでは、ゴミ出しのルールが守られておらず、カラスなどに荒らされる要因となっており、行政として対応が必要。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

大阪市地域協議会 2025 年度 市への要請内容

<継続> (1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、環境整備がさらに加速化するよう、これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

加えて、バス停についても、バリアフリー対応となるよう、さらに整備を進めること。

一方、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、行政、民間、地域の協働による「社会全体で支えていく仕組み」の取り組みの推進に向け、啓発を進めること。

【背景】

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。

障害者差別解消法の改正により 2024 年 4 月より合理的配慮が義務化されたが、譲り合い・助け合い等の周囲の気遣いは必須であり、市民に対する意識変容を求めていく事が必要。

<継続> (2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、税減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。

また、可動式ホーム柵等の整備個所については、基本的には事業者が設置個所の検討を行うものではあるが、視覚障がい者の転落事故が多発しているとの報道などもあり、行政としても事業者との協働による優先整備などの取り組みについても検討すること。

<継続> (3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

運送事業者の長時間労働解消、交通渋滞緩和のため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの設置を進めること。また、道路上での大型貨物・自動車運搬車両等の積み下ろし作業など、多目的利用ができる空間の創出について、大阪府や関連事業者と提携し具体策を推進すること。

【背景】

国民生活を支えるインフラ整備に寄与するための「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づき、大阪府へは引き続き安全運行確保の為の予算措置を求めている。

いわゆる2024年問題に対応し、これまで以上に休憩や荷待ちのためトラックのSA・PAや道の駅の利用機会増加が想定される。社会インフラとしての物流確保と渋滞緩和への施策として、運転手の長時間労働抑制に向けトラック休憩施設の整備なども重要と考える。とりわけ大阪市内においては、観光バスや港湾部の荷物輸送車両の長時間路上駐車による渋滞等による対策が必要。

＜継続＞ (4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について

電動自転車や電動キックボードなどの新たなモビリティの活用が進み、それらの運転マナーの問題が指摘されている。これらによる交通ルールの無視は、歩行者に対し脅威である。事故防止のため、自転車専用レーンの整備を進めるとともに、運転者への取締り強化や、購入時講習の実施など、法令遵守・マナー向上に向けて周知・徹底を図ること。

加えて、レンタル事業者等に対する指導も強化し、インバウンドによる外国人も含め、利用者への交通ルール・マナーの理解促進を徹底すること。

また、2023年4月以降、自転車の運転の際にヘルメットの着用が努力義務とされたことから、普及促進のためのヘルメット購入費用の補助制度の創設を検討すること。

【背景】

自転車事故死傷者数のヘルメット着用率（R5）は全国ワーストであり、市町村ではヘルメット購入補助や高齢者への配布などの普及対策を進めており、大阪市による助成の取り組みも必要。

インバウンドを含め交通ルール・交通事情を知らない観光客が大勢来阪する中で、安心・安全の取り組みは一層重要である。

また、2026年度実施に向け自転車への青切符・罰金などの検討が行われているが、法改正を待たずとも、例えば御堂筋の喫煙対策条例の事例を参考に、販売者に対し購入者への交通ルールの教育の義務付け、使用者への交通違反の罰則化等を条例化するなど、交通ルールの遵守にむけた対策が必要。

＜継続＞ (5) 子どもの安心・安全の確保について

保育中の子ども・保育士や通学中の児童が巻き込まれる事故が多発している。そうした事故を防止するため、改めて、危険箇所がないか総点検を実施するとともに、保育施設等の周辺道路への安全確保対策を行うこと。

また、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所が散見されることから、必要なメンテナンスを行うこと。

また、運転手への周知のため、交通安全週間などの期間を活用したキャンペーン等を実施すること。

＜継続＞ (6) 防災・減災対策の充実・徹底について（★）

「南海トラフ地震」のリスクが高まっているなか、共助・自助の視点から、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施すること。

災害発生時の情報提供ツールとして、ホームページを見やすくわかりやすい様に工夫を行い、精度の高い情報収集に基づくプッシュ型の情報伝達体制を構築すること。

災害時における避難所について、災害用トイレなどの備蓄・衛生設備を充実し、避難所の空調設備などの環境整備や災害時の医療・福祉体制の整備を進めること。

また、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した訓練を行うこと。

また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、福祉避難所の指定を促進するなど、災害弱者の支援強化を行うこと。

地域防災の担い手となる、「防災士」の取得促進の広報や、各種研修を充実させること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかること。

【背景】

行政での防災対応については、とりわけ発災時には限界がある。そのため市民一人一人の防災への意識向上や準備が非常に重要。

そのためにも、的確な情報発信、防災意識・知識の向上、福祉対策の観点で平時から準備を行う。

ハザードマップや防災マニュアルを活用し、避難場所確認・防災用品の準備など市民が個々に自発的に対策できるように、継続した啓発活動が必要である。

能登半島地震にて介助が必要な方の福祉避難所が不足し受入れが困難な状況が続いたため、福祉避難所の指定を促進しあらかじめ災害時の対応を想定しておく必要がある。

災害関連死を防ぐためにも、避難所・トイレ等の衛生環境を早期に整えることが重要であり、運営については、女性の視点を取り入れ安心・安全につなげていく。

また、防災士の養成以外にもケガによる応急措置ができるよう救急救命講習等、災害時に一人一人が何かできるための教育も必要。

区境の住民は、当該居住区の避難所より、隣接区の最寄りの避難所が近い場合、緊急時の避難に効率的である。そのためには、ハザードマップ等の隣接区の情報が記載された資料作成や広報も必要。

<継続> (7)地震発生時における初期初動体制について

「南海トラフ地震」のリスクが高まっているなか、大阪市役所においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員の比率が高まっており、改めて、緊急時に十分な初動対応がとれるよう人員体制を確保すること。

また、震災発生においては、少なくとも24行政区においては、「直近参集」が有効に機能するよう対策を講じること。

加えて、企業との合同防災訓練や、一時滞在施設の設置や防災物品の備蓄などを要請するなど、大規模災害時への対応・対策を強化すること。

【背景】

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。

大阪市では、人員削減に伴い非正規の職員が増えており、災害発生時の対応に不安がある。公権力の行使や業務執行（業務命令の発出）の面からも正規の自治体職員確保は必須。必要な財政面の確保や自治体間の応援体制（平時の人事交流）の強化などについても検討が必要。

また、大規模災害には交通機関の麻痺が想定され、自治体職員においては勤務地にこだわらず最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等柔軟な行動が求められる。

一方で企業においては、従業員や帰宅困難者の一時滞在施設になる等の役割も求められるため、常設災害ボランティアセンターなどと地域企業との連携した取り組みも有効と考えられる。

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続> ①災害危険箇所の見直しについて

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、想定以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。

また、大阪市内といえども地域ごとで実態は様々であり、地域の状況に合わせたきめ細かいサポートが必要なことから、区の防災担当の機能強化を行うこと。

＜継続＞②災害被害拡大の防止について

必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう継続した情報提供に取り組むこと。

また、安全確保の観点から、大規模災害発生時に市民が適正な行動をとれるよう、事業活動を休止する基準や仕組みの周知・理解促進を図ること。

とりわけ、休校などの事業活動の休止を発令する場合、現場が混乱を来すような情報発信は、市民生活に大きな影響を与えることから厳に慎むこと。

【背景】

地域の状況にあわせた避難行動がとれるよう、平時より住民の防災意識を高め、有事の際は外出抑制や早期帰宅の判断ができるよう継続した訓練・意識づけが必要。

また、区境の住民は、当該居住区の避難所より、隣接区の最寄りの避難所が近い場合、緊急時の避難に効率的である。そのためには、ハザードマップ等の隣接区の情報が記載された資料作成や広報も必要。

＜継続＞ (9) 交通弱者の支援強化に向けて

大阪市では、今後の人口減少や高齢化の進展などにより地域交通をめぐる環境の変化を見据え、民間事業者による新たな技術を活用した「AI オンデマンド交通」＝「オンデマンドバス」の社会実験が取り組まれてきた。

今年度以降も、運行の継続や、社会実験の延長が決まり、生野区・平野区と北区・福島区のそれぞれのエリアで市民に利用されている。

これまでの運行実績を検証するとともに、地域のニーズをふまえ、エリア拡大などのサービスの充実について検討すること。

また、一部で運行がスタートした「ライドシェア」については、既存のタクシー事業と同様に、公共交通で保障されている利用者の安心・安全、ドライバーの安全確保、車両管理責任を十分確保すること。

【背景】

交通網が発達している大都市であっても、高齢者や障がい者など、移動に関するハードルが高い市民がおり、そうした移動困難な事象を抱えている市民が、必ずしも鉄道やバスの利用が容易に利用できるエリアに居住していると言えない状況もある。

そうした「交通弱者」に対して、誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、必要な対策を講じるべきである。

加えて、今後の人口減少、超少子高齢化社会を見据え、自治体の役割として大阪市も積極的な地域公共交通への関与が必要である。地域活性化に向け、乗る人も乗らない人も含め、地域全体で公共交通のあるべき姿の検討が必要である。

＜継続＞ (10) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な上・下水道事業の実現に向け、専門性を有する人材の確保・育成、技術継承のため、さらには水道の基盤強化のため、労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

引き続き、安全・安心な飲料水の供給が必要であり、施設の老朽化に伴う漏水等の問題などについて計画的な設備更新が求められる。水道の基盤強化のための施策「大阪市水道経営戦略（2018-2027）」【改訂版】についての市民周知に努めること。

＜独自要請・継続＞(11) 魅力ある「まちづくり」の進展について

昨年12月、国において「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されたことをうけて、大阪市においても

2024 年度を始期とする「大阪市未来都市創生総合戦略」が策定された。新しい「未来都市創生総合戦略」では、「エリア別のまちづくりの方向性」示されているが、「大阪のまちづくりグランドデザイン」や「都市再生緊急整備地域」に位置付けられているエリアについて、それぞれ取り組まれている施策が示されただけで、いわゆる「大阪市」全体を俯瞰した「都市計画」とは言い難い。

・ 大阪市としての住民目線からの街づくりの「都市計画」の「マスタープラン」を早急に定めること。

また、プランの策定に当たっては、住民をはじめとした多様なステークホルダーによる連携・協働による、魅力あるまちづくり計画となるようにすること。

【背景】

大阪市の未利用地の有効活用について、令和 5 年 8 月時点で 525 件、約 191 万㎡で、貸付・処分して有償化したものは 97 件、約 13 万㎡と多くの土地が未利用の状態にある。特に周辺区では空き地が多くなっている。空き地は、不法投棄を招く恐れや、治安の悪化にもつながる恐れもある。地域活性化の観点から、地域住民との連携・協働による有効活用が必要。

総務省統計局の空き家調査において、大阪府の空き家数は 2023 年で 493 万戸（空き家率 14.3%）と空き家率の全国平均 13.8%を上回っている

市営住宅においても空き家が埋まらない状況があるとも聞いており、周辺区を中心に市営住宅近郊の商業施設の閉店が続いて利便性が低下しているとの指摘もある。代替の大規模商業施設は、車で移動しなければ利用しにくく、市営住宅の入居者の大半を占める高齢者は、利用することが困難になっている。そのため、周辺区を中心に利便性が低い市営住宅については、新たな観点から利活用を進める検討が必要。

一方、JR 環状線外縁には低層の木造家屋が密集している地域もあり、老朽化や防災や空き家対策も課題となっている。南海トラフ地震のリスクも高まっており、災害時の対応も含め、今後の街づくりをどう進めるのか対応が必要。例えば、災害前から被災から復興に向けた街づくりを意識した計画について、広範な関係者と協議する場所を設けている自治体などもあり、大阪市としても検討が必要。

縦割り行政の弊害により、小中学校の「廃校や建替え計画」と、「防災計画」がリンクせず、学校施設の総合的な活用が図られていないとの指摘がある。EX. 屋上のプールの水の災害時の活用や垂直避難などについて全く考慮されていないなど。

市内中心部で、学校の統廃合が進む一方で、大規模タワーマンションなどの建設により人口が急増し、学校園の収容人数が不足するなど、公共サービスの供給に問題が生じるような事象が発生している。一時の人口増減をみるのではなく「街づくり」の長期計画に基づく判断が必要であるし、発災時には避難所となるべき小中学校の統合については、防災面でも不安が大きい。

無秩序な開発により、結果として都市の魅力と機能を損なうことを危惧しており、区役所、政策企画室、危機管理室、計画調整局、教育委員会、といった関係部局が、横断的に対応することが必要。

＜独自要請・継続＞(12) 鉄道立体交差事業の推進について

- ・ 城東区：JR 学研都市線
- ・ 住吉区：南海高野線

鉄道路線は非常に重要な公共インフラであるが、地平を走る区間については、踏切による交通渋滞の発生など、市民生活に影響も与えている。こうした状況を改善するには立体交差事業の着実な進展が必要である。

現在、大阪市内においては東淀川区の淡路駅を中心に立体交差事業が行われているが、私たちが市民を対象に行ったアンケートや意見交換会では、いまだ事業化されていない京橋駅近傍の JR 学研都市線や、住吉区を走る南海高野線について立体交差事業を実現してほしいとの要望が多く寄せられている。

大阪市としてこれらの区間の立体交差化に向けた昨年度から検討状況の進捗などについて明らかにし、早急に事業化を行うこと。

＜独自要請・継続＞(13)大阪・関西万博開催に向けた諸課題への対応について

・大阪・関西万博開催時の交通環境の機能確保について

2025年大阪・関西万博の会場となる「夢洲（ゆめしま）」については、万博の開催期間中、約2800万人の来場者を想定し、1日あたりでは最大28万人の来場が見込まれている。万博開催に向け地下鉄延伸や周辺の橋の拡幅などが行われているが、それでも深刻な混雑や渋滞を引き起こすことが危惧されている。

会場に隣接してコンテナ物流の拠点もあり、渋滞などが発生すれば万博のみならず市民生活にも影響が生じる恐れがある。また、地下鉄についても来場者のピーク時には相当な混雑も予想されており、生活路線でもあるメトロ中央線において通勤・通学といった一般利用客への影響も想定される。加えて、シャトルバスについても運転手の確保が困難な状況が続いていると言われており、円滑な運航ができるのか疑問を呈さざるを得ない。については、大阪・関西万博に関わって、すべての来場者が、快適に入退場が可能となることに加え、市民生活への影響をきたすことのないよう、交通環境の機能整備を行うこと。

・建設工事

2025大阪・関西万博の開幕が約半年後に迫る中、建設資材の高騰や工事に従事する人材不足などにより建設計画に大幅な遅れが生じているといわれている。建設業界からは開幕に間に合わせるためには十分な工期を確保することが不可欠だとして、博覧会協会に対して工事に関する情報の開示とともに、パビリオンを建設する予定の外国政府に対しても速やかな発注などを求めている。

こうした状況への対応が求められているが、一部で報道されたような労働時間の上限の撤廃などによって、労働者に対して長時間労働を強いることで解決しようとすることは断じて容認できない。

また、会場建設費の総額も、高騰が続いており予算の増額が行われている。こうした経費は、国と大阪府・市、経済界が3分の1ずつ負担する仕組みで、多額の公費投入が懸念されている。

万博関連事業に関しては、働く者のへのしわ寄せを行うことなく、あらゆるワークルールを順守すること。加えて、公費に関する予算増については最低限にとどめるとともに、市民に対して納得の行く説明を行うこと。

【背景】

安全・交通及び建設工事の課題、経費の問題、IR事業との関連など、課題は山積している。開催後の後始末（費用負担、施設）についても不透明である。最終的に市民に負担がこないよう国、府市、財界で責任の所在を明確化すべき。

＜独自要請・継続＞(14)都市の緑化と街路樹の計画的な管理について

街路樹の伐採により、結果として都市の魅力が損なわれることを危惧しており、大阪市が緑の豊かな街となるよう、住民目線からの都市緑化に向けた方向性などが定められ、広く市民に対して周知されなくてはならない。

大阪市として良好な都市環境の実現のため、これまでも増して都市緑化が進展するよう要請する。

【背景】

街路樹は、美しく統一感のある街並みを創出するとともに、都市の季節感を演出し、日照・風などの微気象の調節、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与している。加えて、都市緑化の推進にも寄与してきた。一方で、近年、大量の街路樹が伐採されており、2024年までに1万本の街路樹を伐採する計画もあると言われている。

街路樹については、台風などの影響により倒木する恐れのある木を伐採するなど、計画的な管理が必要であるとは認識しているが、私たちが市民を対象に行った意見交換会では、港区の通称「桜通り」の桜並木の撤去などについて「公費による管理は出来なかったのか」といった意見も挙げられている。

長年、親しまれてきた緑を無くすような事については、地域住民の理解を得ることは何よりも重要。

<独自要請・新規> (15) 市立斎場の安定的な運営について

大阪市内には市立の斎場が5か所あるが、必要とする住民が、長期間の待機を強いられることの無いよう、安定的な運営と、計画的な設備の更新などを行うこと。

【背景】

首都圏を中心に、火葬を行うまでの待機日数の長期化や、火葬料の高騰などが問題となっている。大阪市においても、今後、首都圏と同様の問題が生じ、結果として住民に負担が強いられることの無いよう、安定的な運営が図られるよう、計画的な設備の更新や人材確保対策などに取り組む必要がある。

